

審 査 基 準

令和元年6月26日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第22条第6項
処 分 の 概 要 : 警備員指導教育責任者資格者証の再交付
原権者 (委任先) : 青森県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法施行規則第43条第3項 (警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 住所地を管轄する警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課営業・危険物係 (TEL 017-723-4211)
備 考 :